

令和2年2月7日

瀬戸市議会 議長
長江 秀幸 様

瀬戸市

新瀬戸駅から瀬戸市立図書館、そして陶生病院までの短区間（限定）利用者の運賃は、無料にする制度を設ける陳情書

『根拠とする理由』

1. 瀬戸市立図書館は、陶生病院の北西にある東松山町交差点より、およそ10分の高いところにあります。しかも、東松山町交差点から図書館正面玄関までの通路は、スチール製の手すりがありますが、急なこう配（傾斜）で14%程度もあり、車椅子での利用や杖を必要な人など厳しい状況にあります。一般には、鉄道駅施設などの通路を7%以下の勾配になっています。

高齢者になりますと、心臓や足腰に負担をかけることを身をもってつらい体験をもっている人が多いです。図書館に行きたいが諦めるか、遠いけど尾張旭市立図書館やパルティの情報ライブラリーに行っていると、私が住んでいる町内で聞いています。

新瀬戸駅・瀬戸駅から陶生病院までは、一般の人が歩くには距離的に支障ないと思います。しょうがい者や高齢者は、陶生病院までの距離を見ますと病院の受付・診察を受けるには、今までに比べると東の方になりました。しょうがい者や高齢者の目線で、ご審査していただくことを願います。

『なぜ、この時期になった経緯について』

私は、以前から瀬戸市役所までコミュニティバス・こうはん線の延長を求めてきており、陶生病院の西病棟近くに停留所が設けられて良かったと思っています。当時から市民利用者アンケートでは、市役所と図書館への要望が上位になっていました（2019.3の市民利用者アンケートも同様でした）。しかし、こうはん線沿線の地域から要望は少なかったので取り上げませんでした。

伊藤市長になってから「図書館づくり」が検討される中で、瀬戸市が開いた「市民との意見交換会」や利用者アンケートで「急な坂を上って行くのは厳しい」、「平地でつくるように」など意見が出されました。

2. 「瀬戸市まちなか交通戦略」・「新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺・バリアフリー基本構想」については、平成21年6月に策定され、「バリアフリー基本構想策定部会要綱」の所掌事務（第2条）の4項に、新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺で利便施設のある重点整備地区のバリアフリーに関することが述べられています。

そして、移動円滑化の基本方針に「高齢者やしょうがい者の特性を踏まえたバリアフリー化の推進」という位置付けがされています。瀬戸市立図書館も利便施設であることから対応が求められていたが、「基本構想」では、除外されていたようです。

この2本の構想は、まちづくりと交通が一对となった新たな10年間のアクションプランとして策定し、実行されています。平成27年2月17日に、第1回瀬戸市総合交通戦略策定協議会が開催されましたが、図書館についても議事録を読みましたが触れられていませんでした。

この間、図書館では、「市民との意見交換会」や「図書館に対する市民アンケートなど」出されてできることをして、高齢者、幼児を連れた利用者など安心して駐車できる場所や図書館の2階へ上がるような乗降機の設置などされています。そのように利用者に寄りそう部署があるのに、担当をする課などではそれが行われていません。

私は、当時、瀬戸市まちなか交通戦略の会議を多く傍聴しており、担当課に対して図書館についてやれることもあるから検討してほしいと要望をしていました。

3. 「基本構想」が策定されてから7年たって、図書館にコミュニティバス停留所が設けられましたが、こうはん線のみだけです。

周辺自治体で見ると、当初から図書館への運行が多くのところでは始まっています。長久手市では、新しい図書館に行けないと市民の強い要望でコミュニティバス運行がされたと聞いています。

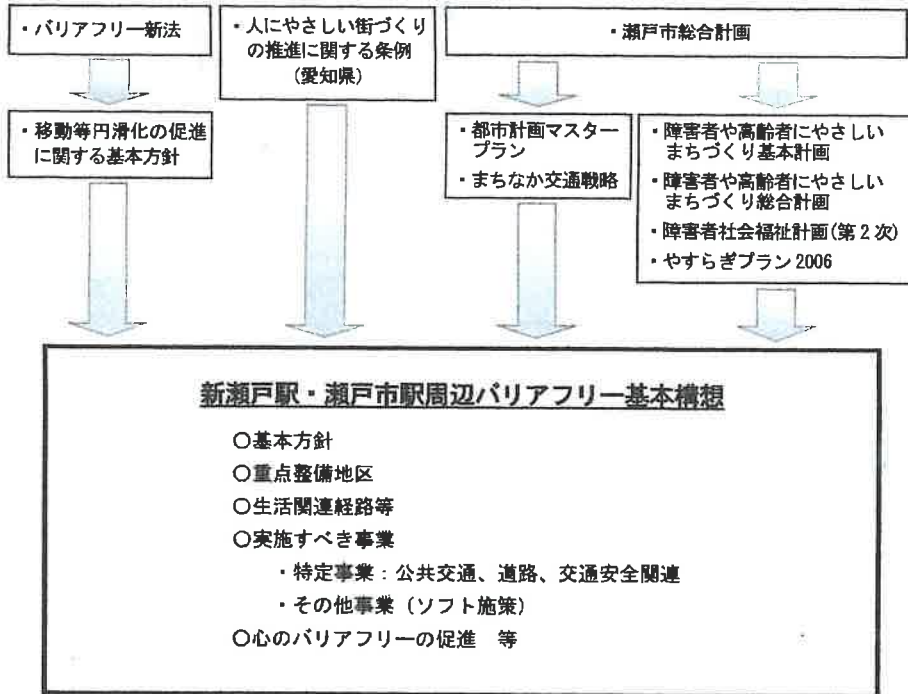
私は、図書館のボランティア活動を数年前からしていますが、家からここまで歩いて、ここの坂を上がるのにつらい時もあります。

議員の皆様の知恵と見識（判断力・意見）で瀬戸市の市政を変えていただくことを願います。

新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺バリアフリー基本構想の進捗状況について (報告)

1. 新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺バリアフリー基本構想の概要

(1) バリアフリー基本構想の位置づけ

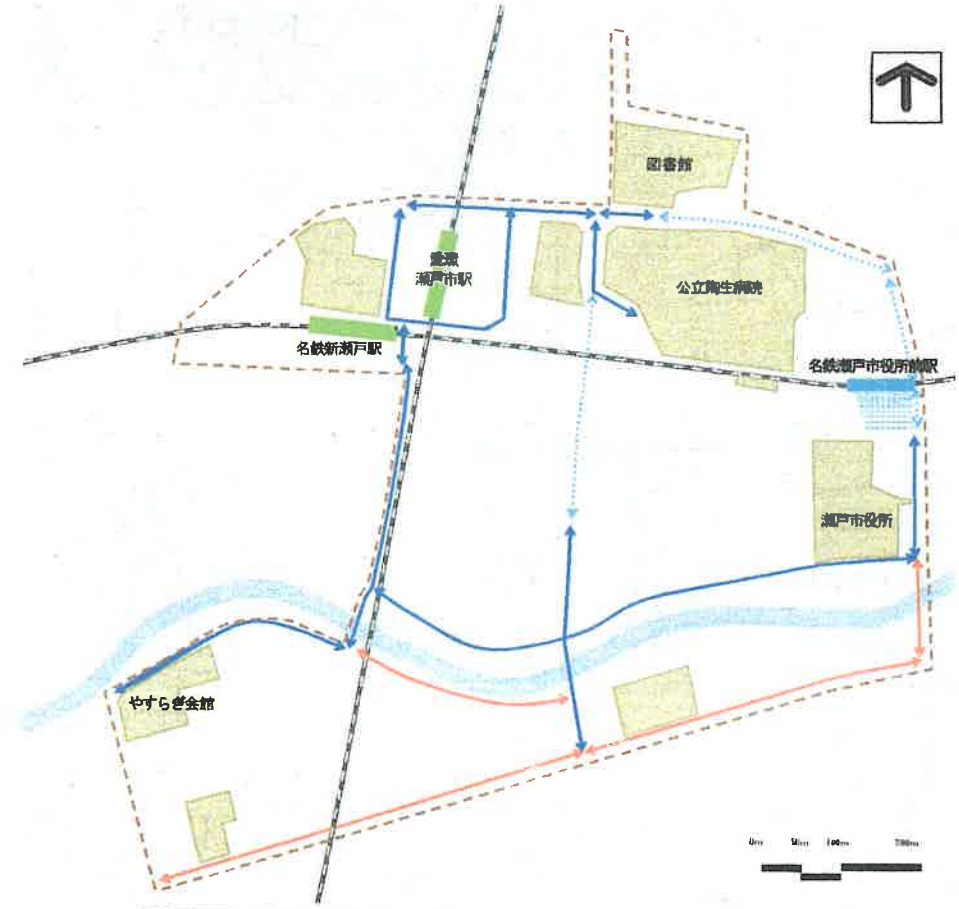


各事業者による特定事業計画の作成、実施

(2) 移動円滑化の基本方針

- ① だれもが安全に安心して生活できるまちづくりの推進
- ② 高齢者や障害者等の特性を踏まえたバリアフリー化の推進
- ③ 連携と協働によるバリアフリー化事業の推進
- ④ 心のバリアフリーの推進
- ⑤ バリアフリー化の継続的推進

(3) 重点整備地区、生活関連経路等の位置づけ



凡例 (新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺バリアフリー基本構想での位置づけ)

【重点整備地区】	【道路 (生活関連経路など)】	【その他施設】
地区境界	生活関連経路※1	旅客施設
【生活関連施設】	生活関連経路 (推進)※2	駅前広場
特定旅客施設	準生活関連経路※3	
特定旅客施設以外の施設		

※1: 駅から公共施設等への主要なアクセス道路として位置付けられる経路であり、道路移動円滑化基準に適合するよう最優先にバリアフリー化を図る経路。
 ※2: 現在は未整備の都市計画道路であり、整備に合わせて生活関連経路に格上げすべき経路。
 ※3: 生活関連経路と接続し重点整備地区内の連続した歩行空間ネットワークを形成する経路であり、沿道の状況や地形、整備時期等を踏まえ、順次バリアフリー化を図る経路。